

○指名手配の取扱いに関する訓令

(昭和38年1月1日島根県警察訓令第1号)

(目的)

第1条 この訓令は、指名手配及び指名通報（以下「手配」という。）の適正かつ効率的な運用を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(手配主務課の指定)

第2条 手配業務を所管する本部の課（以下「手配主務課」という。）は、刑事部刑事企画課とする。

2 刑事部刑事企画課の課長補佐のうち、手配を担当する者を指名手配取扱責任者とする。

(手配の方法)

第3条 手配は、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 警察署は、指名手配及び指名通報を行う必要がある場合は、指名手配要求用紙（様式第1号）に必要な事項を記載し、ファクシミリにより手配主務課に要求すること。
- (2) 手配主務課は、前号により警察署から指名手配及び指名通報の要求を受けた場合は、指名手配検討票（様式第2号）に所要事項を記載の上、手配の適否、手配種別、手配範囲を検討し、手配すべきものについては速やかに模写電送等により手配すること。
この場合において、手配の実施上特に必要と認めるときは、あらかじめ当該事件を主管する本部の課（以下「捜査主務課」という。）と合議の上、円滑な処理を図ること。
- (3) 手配主務課は、他の都道府県警察から手配中の被疑者の捜査について、特に捜査主務課（刑事企画課が捜査主務課であるときを除く。）の意見を聴く必要があると認められる手配を受理した場合は、速やかに捜査主務課と合議の上、所要の処理をすること。

(手配解除)

第4条 手配警察署は、手配中の被疑者を逮捕したとき又は被疑者の死亡その他の理由により手配を必要としない事由が生じたときは、速やかに手配主務課に対し手配解除の要求をしなければならない。

(立ち回り見込み先の捜査)

第5条 手配主務課は、他の都道府県警察から受理した手配のうち県内に立ち回り見込み先があるものについて、捜査主務課（刑事企画課が捜査主務課であるときを除く。）及び該当警察署に対し、指名手配書の写しを送付して通報すること。

2 警察署は、通報を受けた被疑者について、立ち回り見込み先に対する迅速かつ確実な捜査を行わなければならない。

(手配関係文書の取扱い)

第6条 手配関係の文書は、部外秘に準じて取り扱うものとする。ただし、警察部外の協力を必要とするものについては、この限りでない。

(逮捕状の更新)

第7条 警察署において手配を行った被疑者の逮捕状更新手続を要するものについては、更新しようとする逮捕状の有効期間満了の日までに更新手続を完了し、その結果を直ちに手配主務課に報告しなければならない。

(簿冊等の備付け)

第8条 手配主務課及び警察署に次表に掲げるところにより簿冊等を備え付け、手配の適正を図らなければならない。

区 分	簿 冊 等 の 名 称	摘 要
手配主務課	指名手配（通報）発信簿 （様式第3号）	警察署から手配を受理した場合にそれぞれ所要事項を記載し、逮捕状の更新及び手配解除の処理を行うこと。
	指名手配（通報）受理簿 （様式第4号）	他の都道府県警察から受理した手配のうち県内に立ち回り見込み先のあるものについて、所要事項を記載し、手配・捜査状況を明らかにしておくこと。
警 察 署	指名手配（通報）処理簿 （様式第5号）	警察署において手配を行った場合に所要事項を記載し、常時点検して逮捕状の更新手続を明らかにしておくこと。

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和43年12月1日島根県警察訓令第23号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和50年2月6日島根県警察訓令第2号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成4年7月16日島根県警察訓令第24号）

この訓令は、平成4年8月1日から施行する。

附 則（平成5年11月15日島根県警察訓令第23号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成6年3月14日島根県警察訓令第13号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日島根県警察訓令第10号）

この訓令は、制定の日から施行する。

様式 [略]